

平成30年度事業計画の認定等に係る提出書類一覧

次の1～4に該当する組織は書類の作成・提出をお願いします。

各様式は岩美町ホームページよりダウンロードできます。

【トップページ → 各課の仕事 → 産業建設課 → 農林係 多面的機能支払交付金】

平成30年度から一部新様式になっておりますので新様式により作成して下さい。

計画の作成にあたり、鳥取県の定める「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を参考としてください。

1. 新規組織

- ①多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について【様式第6-6号】
- ②農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画【様式第6-5号】
- ③多面的機能支払交付金に係る活動計画書【様式第1-3号】
 - + 認定対象区域図面、対象農地の一覧（任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの）
- ④規約 + 参加同意書

2. 既存組織〔農用地面積の変更、共同活動の単価変更、活動の追加・中止又は廃止、活動期間の延長のある場合〕

- ①多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について【様式第6-6号】
- ②農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画【様式第6-5号】
- ③多面的機能支払交付金に係る活動計画書【様式第1-3号】
 - + 認定対象区域図面、対象農地の一覧（任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの）
- ①と②・③のうち変更のあるもの。

3. 既存組織〔長寿命化の数量・延長の変更、共同活動の取組み内容の変更（時期、回数、取組みテーマ等）のある場合〕

- ①多面的機能支払交付金に係る活動計画書【様式第1-3号】
 - 別紙として：認定対象区域図面、対象農地の一覧（任意様式：地番・字・農地面積のわかるもの）

4. 既存組織〔経理の一本化をする場合〕

- ①規約 + 参加同意書

5. 既存組織〔変更のない場合〕

→書類の提出不要

※構成員（代表者、役員）の変更がある場合は別途届け出が必要。